

金融円滑化にかかる基本方針、体制の概要および実施状況

令和2年7月21日
高知県信用農業協同組合連合会

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のご利用者の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

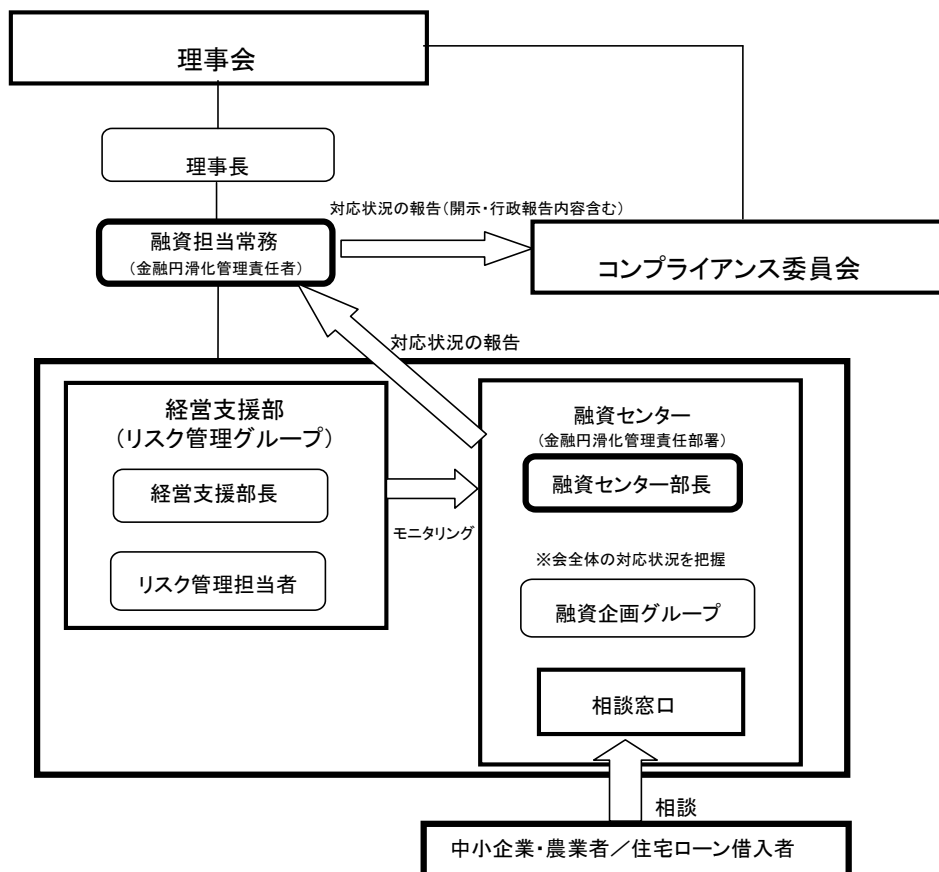
- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 ご利用者の皆さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当会の金融円滑化管理に関する体制
- 7 本方針に基づく金融円滑化管理体制に関する検証、見直し

(注) 方針の全文は、同ホームページに公表しております。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

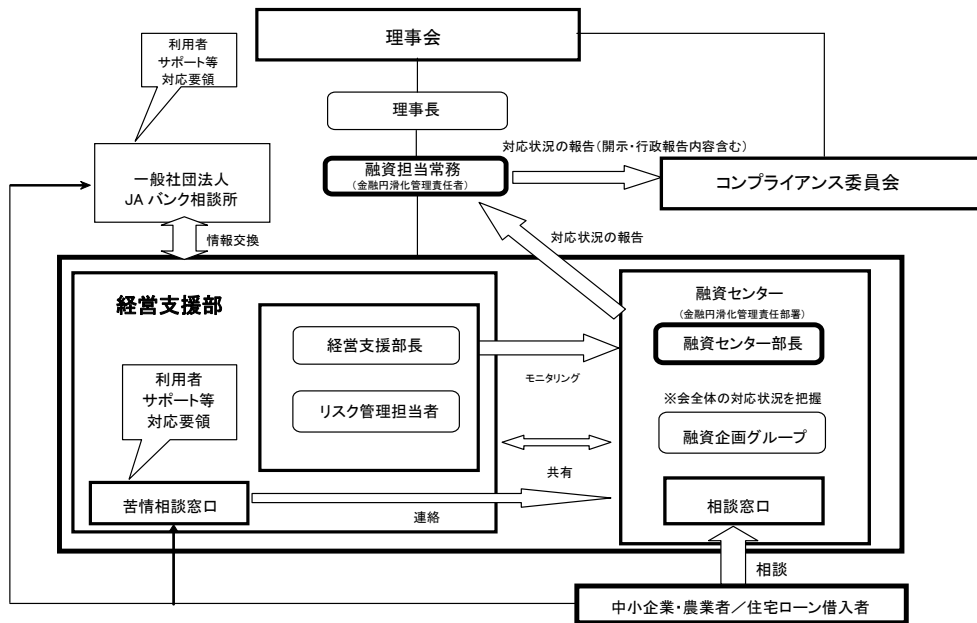
当会では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、常務、関係部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 融資業務担当常務を「金融円滑化管理責任者」、融資センターを「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体における金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 融資センターでは、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。



3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

- (1) 利用者の皆さまからの、金融円滑化にかかるご相談を融資センターに設置して、承っております。
- (2) 利用者の皆さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、経営支援部リスク管理グループを主な窓口としております。
また、「利用者サポート等対応要領」に定める一般社団法人 J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。



電話番号

中小企業等融資・農業融資・住宅ローン借入者のご相談窓口

(融資センター 融資企画グループ) 088-802-8018

苦情相談窓口 (経営支援部 リスク管理グループ) 088-802-8005

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

- (1) 金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入の条件変更等を行った利用者の皆さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、利用者の皆さまへの支援について真摯に取り組みます。

- (2) 特に、農業者の方に関しては、県下の農業協同組合の融資部門、営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。